

「京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない 快適な職場づくり推進委員会」の設置と外部相談窓口について

令和3年8月4日
京丹後市役所

本市では、特別職（市長、副市長、教育長）によるハラスメントの防止、排除のための措置及びハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うとともに、特別職及び一般職全体を通じてハラスメントのない快適な職場づくりを推進するため、「京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置（令和3年7月30日第1回委員会を開催）するとともに、下記のとおり外部相談窓口を開設することとしましたので、お知らせします。

記

1 「京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会」 について

(1) 委員

4名（参考資料のとおり）

(2) 所掌事項

委員会は、次の事項について調査又は審議し、市長にその結果を報告する。

- ① 特別職によるハラスメントの防止・事案に関すること。
- ② ハラスメントの防止等に関する施策の助言その他ハラスメントのない快適な職場づくりの取組に関すること。
- ③ その他委員会が必要と認める事項に関すること。

2 外部相談窓口について

特別職による職員へのハラスメント事案に対し、職員が相談しやすい体制を確保するため、外部相談窓口を開設しました。

(1) 相談できる者

全ての職員（会計年度任用職員を含む）

(2) 外部相談窓口

岩本 貴晴 弁護士（伸眺法律事務所／京都市中京区）

(3) 開設日

令和3年8月4日

〈お問い合わせ先〉

市長公室 人事課（電話0772-69-0150）

※参考資料

- 委員会設置要綱
- 委員会委員名簿
- 特別職から職員に対するハラスメント事案が生じた場合の対応（イメージ）

京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進 委員会設置要綱

令和3年7月21日

(設置)

第1条 市長は、特別職によるハラスメントの防止、排除のための措置及びハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うとともに、京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程（令和2年京丹後市共同訓令第1号。以下「職員ハラスメント防止等規程」という。）に関する運用と適切かつ一体的に連携し、特別職及び一般職全体を通じてハラスメントのない快適な職場づくりを推進するため、京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、職員ハラスメント防止等規程第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別職 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 一般職 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査又は審議し、市長にその結果を報告するものとする。

- (1) 特別職によるハラスメントの防止・事案に関すること。
- (2) ハラスメントの防止等に関する施策の助言その他ハラスメントのない快適な職場づくりの取組に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第4条 委員の定数は4人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有し、調査又は審議において客観的かつ公平な判断を行うことができる者
- (2) 特別職と利害関係を有しない者

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は必要に応じて、ハラスメント事案の当事者その他の参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長及び委員は、自己又は配偶者の3親等内の親族に関する調査及び審議については、その会議に出席することができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議、会議録及び会議資料は非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月21日から施行する。

京丹後市ハラスメントの防止及びハラスメントのない快適な職場づくり推進委員会
委員名簿

(敬称略)

氏名	職等	任期
見上 崇洋	立命館大学 名誉教授	令和3年7月21日～ 令和6年7月20日
永島 宣彦	京都新聞社 社友	令和3年7月21日～ 令和6年7月20日
山田 陽子	山田陽子事務所 公認会計士・税理士	令和3年7月21日～ 令和6年7月20日
須賀 博志	京都産業大学 法学部教授	令和3年7月21日～ 令和6年7月20日

特別職から職員に対するハラスメント事案が生じた場合の対応（イメージ）

